

## 君ヶ野ダム周辺環境施設管理要綱

平成18年1月1日訓第154号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重県と締結した君ヶ野ダム周辺環境整備事業に係る施設の管理委託に関する協定書に基づく施設及び君ヶ野ダム周辺の本市の施設（以下これらを「環境施設」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境施設の範囲)

第2条 環境施設の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

(管理運営)

第3条 環境施設は、市長が管理運営する。

- 2 環境施設の管理のためパトロール員1人を置く。
- 3 パトロール員は、市長が任命し、又は委嘱する。

(利用時間)

第4条 環境施設を利用することができる時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が環境施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可等)

第5条 環境施設は、一般住民等の健全な余暇の利用に供するため、これを自由に利用させることができる。ただし、次に掲げる場合は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 一般住民等の余暇の利用に供する目的以外の目的で利用するとき。
- (2) 前条に規定する利用時間以外に利用するとき。
- (3) その他市長が特に利用の許可を要すると認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、津市レークサイド君ヶ野の施設を利用する場合は、津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第167号）及び津市レークサイド君ヶ野の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第149号）の定めるところによるものとする。

(遵守事項)

第6条 環境施設を使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) ごみ、空き缶等は、くずかごへ入れ、使用後は、きれいに清掃しておくこと。
- (2) 環境施設をみだりに加工し、又は損傷しないこと。
- (3) パトロール員から注意又は指示を受けたときは、直ちに従うこと。
- (4) 環境施設を児童が利用するときは、必ず保護者又は指導者等が同伴して利用すること。
- (5) 環境施設へは、危険物を持ち込まないこと。

(退場命令)

第7条 パトロール員は、利用者が第5条又は第6条の規定に違反したときは、環境施設からの退場を命ずることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の君ヶ野ダム周辺環境施設管理及び利用規程（昭和57年美杉村規則第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

地区	管理施設の名称	所在地	構造等	数量	用途
レークサイド地区	植樹		さくら、もみじ、さつき等	2,315本	
	市有地	津市美杉町八手俣字梅ヶ広169番地2	土地	6,978㎡	
ダム右岸地区	展望台及び休憩所	津市美杉町八手俣字梅ヶ広97番地1、98番地及び120番地3	土地	1,298.4㎡	
	公衆便所及び駐車場	津市美杉町八手俣字梅ヶ広95番地1及び94番地2	土地	595.4㎡	
	岬展望台	津市美杉町八手俣字梅ヶ広121番地	土地	269.6㎡	
	防護柵		金網柵（H＝0.9）	208.0m	展望台及び防護柵
	案内標識		木製標識（1.0×1.0）	2.0基	施設案内
	照明灯		水銀灯（400W）	1灯	展望台照明
	植樹		さくら、もみじ、さつき等	3,100本	
水神社地区	水没記念碑 水神社広場	津市美杉町八手俣字脇ヶ野143番地5、151番地2及び146番地2	土地	2,608.0㎡	
	多目的広場	津市美杉町八手俣字脇ヶ野361番地、359番地、347番地及び375番地	土地	9,513.1㎡	
	水神岬展望台	津市美杉町八手俣字脇ヶ野150番地	土地	702.9㎡	

	樹木園	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野473番 地、460番地、469 番地及び395番地	土地	5,736.6㎡	
	駐車場	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野369番 地	土地	1,114.7㎡	
	桜群生地	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野457番 地及び452番地	土地	5,686.5㎡	
	遊歩道 岬展望台	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野520番 地1、521番地1 及び523番地	土地	877.5㎡	
	水飲み場		石組み及び給 水	1箇所	水神広場
	案内標識		木製(1.0× 1.0)	3基	施設案内
	防護柵		ガーデンフェ ンス(H=0.6)	710.0m	遊歩道及び 防護柵
	植樹		うめ	110本	
	植樹		さくら、けや き、くす等	137本	
	植樹		さつき等	5,851本	
	管理道路	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野361番 地	土地	1,318.2㎡	道路
	魚釣り場	津市美杉町八手 俣字脇ヶ野399番 地	土地	861.9㎡	
宿広地区	1号広場	津市美杉町八手 俣字小河内800番 地3、800番地15、 800番地9及び800 番地11	土地	7,164.9㎡	

2号広場	津市美杉町八手 俣字小河内791番 地、788番地、797 番地7及び790番 地		4,584.1㎡	
3号広場	津市美杉町八手 俣字小河内716番 地、709番地及び6 93番地		9,698.3㎡	
案内標識		木製(1.0× 1.0)	2基	施設案内
植樹		くす、けやき 等	78本	
植樹		さつき等	666本	